

平成30年度安曇野市教育委員会 2月定例会会議録

日 時：平成31年 2月18日（月）午後 1時30分

場 所：安曇野市役 3階「会議室301」

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 唐木博夫、教育委員 須澤真広、
教育委員 横内理恵子、教育委員 二村美智子

事務局：教育部長 西村康正、学校教育課長 平林洋一、生涯学習課長 臼井隆昭、
文化課長 那須野雅好、図書館交流課長 丸山高人、
学校給食センター長 丸山仁一、学校教育課教育指導室教育指導員 塩野治幸、
学校教育課教育指導室教育指導員 清澤栄三

書記：学校教育課教育総務係 岩原遼子

傍聴者：報道機関 1名、傍聴人 1名

◎開 会

教育部長 よろしくお願ひいたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会平成30年度2月定例会を開会いたします。

◎教育長挨拶

教育部長 では、橋渡教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 2月定例会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

2月も半ばを過ぎ、日差しに誘われて庭の福寿草や紅梅の花が咲いておりましたけれども、そんなところに心が和むこのごろでございます。インフルエンザの猛威もようやく下火になりまして、来週は市内4高校の卒業式を迎える、こんな時期となりました。

さて、時事通信社が発行している内外教育という情報誌を部内で回覧しているんですけれ

ども、私昨年未その片隅に1冊の本の紹介を見つけました。その本のタイトルは、「学校の『当たり前』をやめた“生徒も教師も変わる！公立名門中学校長の改革”」というタイトルの本でございます。著者は、千代田区立麹町中学校長の工藤勇一さんという方でございます。私は、思うところがあつてすぐに入手したんですけれども、先週になりまして市民のある方から是非ご活用くださいということで1冊お預かりをいたしました。それがこの本でございます。本年度、教育委員の皆様と全ての学校の訪問をしてまいったわけでございますけれども、学校の働き方改革等が叫ばれる中でございますが、教室の中の改革というのはなかなか進まないものだなということを実感してまいりました。

そのような問題意識から、改めて立ちどまって、「当たり前を疑うことの大切さ」を考えてみたいとこんなふうに思ったわけでございます。例えば、この本の中で職員室の当たり前を見直すというページには、学校では教員同士でも〇〇先生と呼び合うのが通例だが、先生というのは本来子どもの立場から見た敬称であるから、教員同士は互いを〇〇さんと呼ぶことをルール化した。また、自分自身のことも、「先生はね」ではなく、「僕あるいは私、自分」というようにしている、と。「つい、上から目線になってしまう自分を反省する意味も込めて、自分は自分という意識を忘れないでいたい」という一節もありました。私も、現役のときにはあまり感じなかったわけですが、今は先生と呼ばれると違和感を覚えてしまいます。また、教育委員の皆さんの中にも、学校訪問の折に〇〇先生と紹介されて、戸惑っておられる方がいらっしゃったかと思います。

また、こんなことも思い出します。昨年11月に行われた平和のつどいの中で、司会を務めた高校生が中高生の名前を紹介するときに、〇〇君、〇〇さんと男女を使い分けて呼んでいました。終わってから司会役の2人に聞いてみますと、「いつもはこういう場面で男女ともに『さん』を使うんだけど、市からいただいたシナリオどおり読んだほうがよいと思ってこうした」と、こんな返事でした。大人のほうが固定的な観念で物事を捉えたり、当たり前と思って何も感じないでいたりすることは、まだまだ身近にたくさんあるように思われます。学校も市役所もあえてそれを疑ってみることは、よりよく変えていくために必要なことではないかと思ったところでございます。

ただし、本市においてもこの本で紹介している幾つかのことは実践してまいりました。例えば、かつて分離、開校したある中学校で、「制服をやめる、家庭訪問をやめる、学級通信をやめる、生活ノートの提出をやめる、毎年学級編制がえをして学級担任をかえる」ということでスタートした学校がありました。その学校は今十数年たっているわけですが、

今その検証を試みることも必要ではないかなと、そんなことを思っております。「手段の目的化」、この本では問題の根源をそこにおいて指摘しているんですけども、今のようなことも重ねて考えてみることも必要かなと思ひまして、ご紹介をさせていただきました。では、本日もご審議よろしくお願ひいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、「教育委員会の会議は、公開することとされています。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」と規定されています。

本日の協議議案のうち、安曇野市情報公開条例第7条第5号に規定する、実施機関並びに国、他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、報告第3号 平成30年度体力向上推進委員会報告（中間報告）及び報告第4号 平成30年度学力向上推進委員会報告の2件を非公開とするよう発議いたします。

次に、安曇野市情報公開条例第7条第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第5号 平成30年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について、報告第6号 教育長報告の2件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご発言はありますでしょうか。

（発言する者なし）

教育長 ないようですので議決に移ります。

それでは、ただいま申し上げました報告事項4件につきまして、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

教育長 ありがとうございます。3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、報告第3号 平成30年度体力向上推進委員会報

告（中間報告）、報告第4号 平成30年度学力向上推進委員会報告、報告第5号 平成30年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について、報告第6号 教育長報告とします。

会議事項の順番につきましては、議案第1号から第14号、報告第1号から第2号とし、これを公開することとします。以後、会議を非公開とし、報告第3号から第6号を扱います。

なお、議案第1号の共催・後援依頼にかかわる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から平成30年1月定例会の会議録の修正確認をお願いしてございます。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申し出をいただきますようお願いいたします。

◎議案第1号 共催・後援依頼について

教育長 それでは、協議事項に入ります。

教育部長 教育部全般にかかわる事項につきましては、私から説明させていただきますが、個別案件につきましては所管する担当課長または担当職員から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

教育長 それでは、議案第1号 共催・後援依頼についてを議題とします。

最初に、生涯学習課関連の共催及び後援依頼について説明をお願いします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 生涯学習課より後援依頼1件について説明がありました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いたします。

横内委員 この申請を可とすることには賛成なんですけれども、申請理由を読ませていただいたときに、安曇野市在住の会員がいるためとあります。後援依頼の申請の理由の多くは、安曇野市民にその会とかその会の活動の内容を広く知ってもらいたいというものが多いかと思いますが、ちょっとこの文言に違和感がありました。課長のお考えはどうでしょうか。

生涯学習課長 この会員がいるためという文言は、やはりちょっと私としてもおかしいかなと思いましたが、趣旨に関しては後援を認められる事項ではないかということで後援を可とさせていただいたものです。今回、ここにあることにつきましては今後申請のときに十分に検討して、また次のいろんな後援のときには文言、この理由のところをしっかりとこちらのほうでも見ていきたいと思えます。大変申しわけございません。

教育長 よろしいですか。

横内委員 はい。ありがとうございます。

教育長 他にいかがでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、生涯学習課関連の後援依頼は承認されました。

続いて、文化課関連の後援依頼について説明をお願いします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 文化課より共催2件、後援依頼1件についての説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、文化課関連の共催・後援依頼についての件は承認されました。

◎議案第2号 安曇野市人権教育集会所条例の一部改正について

◎議案第3号 安曇野市公民館条例の一部改正について

◎議案第4号 安曇野市体育施設条例の一部改正について

◎議案第5号 安曇野市学校施設使用条例の一部改正について

教育長 次に、関連がございますので議案第2号 安曇野市人権教育集会所条例の一部改正について、議案第3号 安曇野市公民館条例の一部改正について、議案第4号 安曇野市体育施設条例の一部改正について、議案第5号 安曇野市学校施設使用条例の一部改正について、担当より一括して説明をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市人権教育集会所条例の一部改正について、安曇野市公民館条例の一部改正について、安曇野市体育施設条例の一部改正について、安曇野市学校施設使用条例の一部改正について」資料により説明。

教育長 生涯学習課より議案第2号から第5号まで、4施設の条例改正について説明がありま

した。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

まず、第1点目なんですけど、利用の不許可のところでありませけれども、利用申請に対して不適切な行為をするおそれがある場合は許可をしないということで、これは事前の申し込み時に審査みたいなものがあるのか。もしあるとしたら、その判断の方法とか基準というようなものをどのように考えているのかということをお教えいただきたい。

あわせて、事前に許可する許可しないというものに対しては、いろんな考えがあるというふうに考えておりますけれども、どのような状況を想定しているのか。また、今までの中でこういう事前の不許可を考えなくてはいけないような事案が発生しているのかどうかというところを、まず一つお教えいただきたいと思っております。

生涯学習課長 内容につきましては、今まで行っていたことに対してそれを整理するという形ですので事実上の変更ということはありません。

教育部長 安曇野市公民館条例の38ページからをちょっとご覧いただけますでしょうか。

安曇野市公民館条例を例にとりまして、ご説明させていただきたいと思っております。

39ページのところに、右側、改正前第8条で利用の制限の部分がございまして。この場合、ここに書いてあるのが要は許可を受けた場合、許可を受けた者の利用制限が書いてございませぬが、この部分が改正後の第7条、利用の許可のところへ文言等若干直しておりますが、変更しております。

それで、おめくりいただいて、40ページの第13条に利用の制限という部分がございまして。こちらは許可を受けていない、要は公民館とか体育館はそれぞれリーススペース部分がございまして。許可を受けなくても使用できる部分もございまして。そこに関しても、前条、第12条で掲げているような該当する行為がある場合、またおそれがある場合には利用を禁止することができるという、今回の改正は特に利用制限、不許可等について新たに決めたというよりも、許可部分についてしか今までなかった利用の制限というものをリーススペース部分の許可が必要ない部分についても、今回改めて明記をしたということでございまして。特に、今現在利用の制限をしなければいけないとかそういう事案があるわけではなくてリーススペース部分までを含めた、必要があれば制限ができるようなことに直したというものでございまして。

唐木委員 続けてお願いいたします。

何か事があることに対して、例えばこれは公序良俗に反するので使用をやめなさい

というようなことというのは極めて説明が十分できると思うのですが、申請の段階でこういう今の38ページ、第7条のところに書かれている（１）（２）、また（３）というようなものをどうやって判断をするのか、何を根拠にして判断していくのか、また受け付ける立場の職員がいるわけなんですけど、非常にその職員の負荷が大きくなるんじゃないかなというようなことを感じておるものですから、事前審査というのはものによっては非常に問題になるようなことが起こるわけなんですけれども、そうした許可を受けた後使用中のトラブルについては、これは当然何だかんだ制限がかかってくると思うんですが、そこがちょっと気になったところです。

生涯学習課長 申請時につきましては、できるだけ申請書に基づいてそれぞれの担当のほうで許可できるかどうかということは判断するわけですけども、難しい点については即答を避けるということで今私どもはそのような形で運用をしております。それぞれ、今年から公民館の担当者の会議を毎月行っているという形でやっております。その中で、実際に難しい案件については共有をして許可できる、この損傷するおそれとか、そういうようなものかということはわかるわけですけども、それ以後風俗とか政治的な問題、そんなようなものについても難しい点がある場合にはそれぞれ私どもの担当なり、共通の認識の中で検討してから出すような形を今やっております。ですので、できるだけ通常の場合にあっても情報の共有をしながら許可するかしないかを行っているという状況でございます。

以上です。

唐木委員 運用にあたってはやっぱり一つは市民サービスの向上につながるということが大事かというふうに思いますので申請時に利用制限というようなことが、もし起こるとしたらですけれども、適切な判断のもとで行われるように是非注意をしていただきたいなというふうに思います。

2点目をお願いいたしたいと思います。

第5号にかかわってなんですけど、安曇野市の学校体育のほうであります。今年から働き方改革にかかわって学校のリフレッシュウイークという形で、1週間を超えるような形で学校閉庁が予定されているわけなんですけれども、学校施設の場合、昼間も誰もいないというような状況が起こってくるわけなんですけど、そういうところで管理責任といいますか、もし事故等が起こった場合の管理責任みたいな体制はどのような形になるのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

生涯学習課長 今の学校施設を開放している関係の体育館とか講堂も一部借りています。それ

と、グラウンドという形でございますが、グラウンドは通常使用できるわけでございますが、体育館等につきましては学校等のセキュリティーは確保しておりますので、体育館だけしか入れないという形でその鍵を管理人が管理しているところからお借りをしていって、開けてまた返すという形であります。ですので、学校等のセキュリティーについては確保されているという形です。

それと、何かトラブルがあった場合には学校へということじゃなくて生涯学習課のほうへ直接、もしくは管理人のほうから生涯学習課の担当、最初には生涯学習課長の私のほうへ来るようになっております。そこで、一応処理をするという形になっております。わからない場合は、本庁の管理室のほうから私のところへ来るという形にもなりますけれども、学校のほうにはご迷惑をかけないような形をとっています。ですけれども、何か本当にトラブルがあった場合には私のほうから学校のほうへ所定の方のほうへ連絡をして、学校に入らなければいけない事態が起きた場合はそのような体制をとるという形になっております。

以上です。

教育長 よろしいですか。

唐木委員 はい。

教育長 では、他の委員さん、何かございますでしょうか。

須澤委員 先ほどの第7条へ戻って申しわけないです。

ご回答の中の今年から公民館の担当者会議を毎月行って情報を共有ということで、非常にいいことが常に行われているということでありがたく思ったわけです。今年、これまでのところ、情報共有の中で何かしらここが問題だったとかそんなような事例がありましたでしょうか。もしあったら、お話しできる範囲でお聞かせ願えたらと思います。

生涯学習課長 やはり、この貸し借りで問題になるのが今勧誘といいますか、いろんなものを売る業者が何か研修みたいな形で予約をして、実際はいろんな製品を売るという形で販売目的という形で来ている業者がありまして申請だけではよくわからないということです。あるところでそういう事例があればいただいて、そういうものが実際に前にもあったということで情報共有をする中で、いやこれは実際は研修じゃないよと、販売目的の勧誘だということでそれなりの使用料をいただいたという形でそのような事例が1、2件ございます。

あとは、先ほど言ったように特に使用料をとる要素なのかとらない要素なのかということころの判断で、各支所が受けたときに過去の事例とかを見て判断したという経過がございます。そのようなところですよ。

以上です。

須澤委員 ありがとうございます。

教育長 では、横内委員お願いいたします。

横内委員 今回の条例改正の字句の修正で、ほとんどの箇所を「使用」を「利用」に改めるといふことですが、公民館や施設を利用する市民は使用者と言っていたものが利用者という呼称になるのかなと思うんですが、使用料に関しては利用料とならない、市民が利用するのだけれども、使用料とするということに関して話し合いがあったかということをお聞きしたいです。

生涯学習課長 委員さんのおっしゃるとおり使用を利用という、使用者が利用者という形になって使用料は直らないという形なんです、これは私どもも条例を管轄している法務コンプライアンス係のほうからの指示で、地方自治法の用法に倣うという形の中でやったわけですが、なかなかそこまでというふうな話がありました。一斉に、自治法に倣うということでしたのでそのとおりになったという形ですが、ちょっとわかりづらいついかなというふうに私どもも思っております。ですけれども、これを一斉に皆さん全て直したということになるので利用者の方にはご理解いただきたいなというふうに思っております。

以上です。

教育長 よろしいでしょうか。

横内委員 はい。

教育長 では、他の点でございましたらお願いします。

唐木委員 別件で、希望という形で今後検討していただきたいと思うんですが、例えばのところなんですけれども、56ページになります。備考のところ、小学校入学前及び75歳以上は無料、小中学生50円、その他100円とする。となっておるわけですが、小・中学生については例えば博物館とか美術館や何かも原則無料というような形で動いているわけなんです、今の子どもを地域で育てているとかいろんな観点から小・中学生が無料というのは、一つの方向かなというふうに思っております。

それで、ずっと見ていくと幾つかありまして、例えば豊科の勤スポのアーチェリーとか、それから堀金総体とか穂高プールとか明科の体育館や何かも、場合によると小・中学生からお金を徴収するというような形になっています。穂高のプールは3年間の猶予という形でされていくわけですが、この間も利用料については改定しないということでお話があるわけなんです、やはり小・中学生の体力向上とかスポーツ力の向上とかその他から考えていき

ますと、こういう体育施設だとかいろんなところも、小・中学生無料というような方向をまた早い時期にご検討いただいて、検討の結果をご報告いただければありがたいというふうに思います。

以上です。

生涯学習課長 貴重なご意見ありがとうございます。

この点でちょっとご説明させていただきますと、これは施設を占有しないという形ですので個人で来て練習する、他の方も来たら一緒にできるというときの利用料金でありまして子どもたちが団体でやる場合、体育協会とかスポーツ少年団の団体については結構減免になっているという形の中で利用料は結構いただいていないところがございます。それが果たしていいのかどうなのかというところはありますが、今スポーツ推進審議会のほうでは施設を使うことによってある程度の負担をいただきたいということで、今の委員さんの話とは逆になってしまうんですけども、減免の見直しをちょっと考えております。その中で、そういうことがあればこの小学生の施設を占有しない場合の件につきましても、今後審議会のほうでどのような意向になるか、こういうご意見があったということは報告する中で検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

唐木委員 続けて、お願いします。

今度市民総合体育館ができたりというような形で、利用料金の検討をされていく、また審議を受けている場合、それはいいと思います。適正に利用者負担していただくということも適切だというふうに思います。しかし、子どもたちに例えば何かそういった施設を使ったときにこういうお金を徴収するというシステムがあるということが安曇野市がずっと子どもを地域で育て、みんなで育てていこうという基本の考え方があるときに適切であるかどうかというあたりは、是非議論をしていただきたいなというふうに思います。今日、この議案をいただいて読んでいったときに、おやということでも違和感を持ちました。単に言えば、こんなことをしなくてもいいじゃないかという思いであります。もちろん、それは団体で使っている、減免されているということは承知しているわけなんですけれども、そういう観点から検討をお願いいたしました。

以上です。

教育長 よろしくをお願いします。

他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第2号 安曇野市人権教育集会所条例の一部改正について、議案第3号 安曇野市公民館条例の一部改正について、議案第4号 安曇野市体育施設条例の一部改正について、議案第5号 安曇野市学校施設使用条例の一部改正については承認されました。

◎議案第6号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について(安曇野市穂高プール)

教育長 次に、議案第6号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について、担当より説明をお願いします。

生涯学習課長 「公の施設の指定管理者の指定期間の変更について(安曇野市穂高プール)」資料により説明。

教育長 生涯学習課より、議案第6号について説明がありました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 この件について、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第6号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更については承認されました。

◎議案第7号 貞享義民記念館条例の一部改正について

◎議案第8号 安曇野市穂高陶芸会館条例の一部改正について

◎議案第9号 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

◎議案第10号 安曇野市博物館条例の一部改正について

◎議案第11号 飯沼飛行士記念館条例の一部改正について

教育長 次に、これも関連がございますので、議案第7号 貞享義民記念館条例の一部改正に

ついて、議案第8号 安曇野市穂高陶芸会館条例の一部改正について、議案第9号 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、議案第10号 安曇野市博物館条例の一部改正について、議案第11号 飯沼飛行士記念館条例の一部改正について、担当より一括して説明をお願いします。

文化課長 「貞享義民記念館条例の一部改正について、安曇野市穂高陶芸会館条例の一部改正について、安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、安曇野市博物館条例の一部改正について、飯沼飛行士記念館条例の一部改正について」資料により説明。

教育長 文化課より、議案第7号から第11号まで、3施設の条例改正と関連する特別職の職員の給与等に関する条例の改正について説明がありました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

唐木委員 お願いいたします。

陶芸会館に係る第8号の議案にかかわってでありますけれども、145ページ、陶芸会館の利用料、陶芸教室だと思うんですが、一つご質問したいのは近年指定管理に移っていったわけですが、陶芸教室の利用状況というのがどのくらい年間あるのかということ、それから1,880円になっていくわけなんですけれども、この施設の活用とか子どもたちの体験幅の増加ということまでを考えていけば実費分でもいいのではないかというような思いを持つわけなんです、いかがでしょうか。

文化課長 今までの金額に消費税上乗せ分を乗せただけの改正ということでございまして、あくまでもこれは作陶料がある程度の金額がのす理由ということですが、これは材料費と、それから作陶の指導分も入ってということでありまして今回は税の上乗せ分だけですが、現行料金自体は非常に定着していて利用自体も盛んなものですから、この料金そのものが違和感があるとかそういうことは捉えておりませんが、いかがでしょうか。

唐木委員 では、続けてお願いいたします。

これも先ほどお話ししたことと関連していくわけなんですけれども、中学生以下については実費負担以外のところはやはり無料というような、博物館、美術館と同じ扱いができればいいなとそういう希望を持ちますので、また検討をお願いできたらというふうに思います。指定管理に移っていくというところについてどのように考えていったらいいのかというのは、今の段階では私自身判断する材料を持たないわけなんです、いずれにせよ小・中学生の文化的な活動にはできるだけ配慮をしていくこともお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

文化課長 ご意見として受けとめたいと思います。なお、陶芸会館を利用の子どもたちについては修学旅行もかなり入っているというふうにも聞いております。市内、市外という区分けもそういった場合には必要になってくるということで、ちょっといろいろなご意見をもとに少し現状を把握して検討はさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

唐木委員 お願いします。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、この件については異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第7号 貞享義民記念館条例の一部改正について、議案第8号 安曇野市穂高陶芸会館条例の一部改正について、議案第9号 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、議案第10号 安曇野市博物館条例の一部改正について、議案第11号 飯沼飛行士記念館条例の一部改正については承認されました。

◎議案第12号 安曇野市交流学習センター条例の一部改正について

◎議案第13号 安曇野市明科学習館条例の一部改正について

教育長 次に、これも関連がございますので、議案第12号 安曇野市交流学習センター条例の一部改正について、議案第13号 安曇野市明科学習館条例の一部改正について、担当より一括して説明をお願いします。

図書館交流課長 「安曇野市交流学習センター条例の一部改正について、安曇野市明科学習館条例の一部改正について」資料により説明。

教育長 図書館交流課より、議案第12号、第13号について説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 この件について、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第12号 安曇野市交流学習センター条例の一部改正について、議案第13号 安曇野市明科学習館条例の一部改正については承認されました。

◎議案第14号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育長 次に、本日提出させていただきました議案第14号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、担当より説明をお願いします。

文化課長 「安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」資料により説明。

教育長 文化課より、議案第14号について説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 この件について、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第14号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正については承認されました。

では、ここで10分ほど休憩をとりたいと思います。

(休憩)

◎報告第1号 後援依頼の教育長専決分の報告について

教育長 再開させていただきます。

続いて、報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定により報告させていただくものです。

それでは、報告第1号 後援依頼の教育長専決分の報告でございますが、最初に生涯学習課関連の後援について説明をお願いします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続いて、文化課関連の後援について説明をお願いします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 報告第1号 後援依頼の教育長専決分の報告について、委員からご質問、ご意見ござ

いましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

報告第1号は、了承いただきました。

◎報告第2号 教育部 各課報告

(1) 学校教育課

教育長 続いて、報告第2号 教育部の各課報告に移ります。

最初に、学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 学校教育課からの報告について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 学校教育課の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(2) 生涯学習課

教育長 では、次に、生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課の報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 生涯学習課の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(3) 文化課

教育長 では、次に、文化課から報告をお願いします。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 文化課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

二村委員 お願いします。

出前展覧会が安曇野赤十字病院で行われて、あそこは用がないと行かないところですけども、待ち時間に見ている方が大勢いらっしゃいました。よい取り組みだなと思いました。その上の高橋家住宅の土蔵の中の調査、整理をするというミュージアムサポーター、たしかこれは公募だったと思うんですけども、公募された方々はどのくらいいらっしゃってかわった時間であるとか、あとどんな感想を多分興味のある方や楽しみにしていた方が多かったと思うんですけども、どのような感じ、感触、感想等があったでしょうか。

文化課長 ちょっと手元に正確な資料がありませんので、お答えしにくいところはあるんですが、私がサポーターの皆さんが集まったところでご挨拶をさせていただいたときに来られていたのはたしか4、5人ぐらいだったと思います。それでこの寒い中、今までなかなか誰も入れなかったほこりだらけの土蔵の中に入って、いろいろといわゆるお宝を探していただいた結果、今ちょうど母屋に展示してありますのでご覧いただければいいんですけども、いろいろおもしろいものが出てきたということです。

先ほども少し紹介しましたように茶器類なんかは、明治・大正期のものだと思うんですが、非常に立派なもので中にはティーカップなんかもありましてあれが大正期くらいかなとは思いますが、なかなか古いながらもしゃれたものがありました。それから、お父様の作品なんか結構出ておまして非常に大きな篆刻の屏風も出て展示したりしています。それから、あと昔の一般の筆筒が二つ、サポーターの方に非常にきれいにクリーニングをさせていただいてやはり展示してございました。

サポーターの方の感想等はまだ聞いておりませんが、博物館の職員の話によると今まで懸案だったことがサポーターの方を入れることによってお尻をたたかれるように一緒になって取り組んで、とても成果を上げることができたということは大変喜んでおりましたし、新たな母屋のほうの魅力というんですか、そういうところにもつながっていくので本当によかったというふうに職員は申しておりました。そんなところでお願いいたします。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、文化課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(4) 図書館交流課

教育長 では、次に、図書館交流課から報告をお願いします。

図書館交流課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 図書館交流課の報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、図書館交流課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

報告第2号は、了承いただきました。

以降の議題につきましては、非公開といたします。

(以後、非公開会議)

◎報告第3号 平成30年度 体力向上推進委員会報告(中間報告)

◎報告第4号 平成30年度 学力向上推進委員会報告

◎報告第5号 平成30年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第6号 教育長報告

(以後、公開会議)

◎その他

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

教育長 次に、その他の事項を取り扱います。

参考としまして、今回も教育委員会に関連する新聞記事を配付させていただきました。参考にいただければと思います。

(3) その他

教育長 次に、その他の事項に移りますが、委員の皆様、または事務局から何かありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 では、ないようですので、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。委員各位には、ご協力いただきましてまことにありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 では、以上をもちまして、安曇野市教育委員会平成30年度2月定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。